

平成21年4月28日

各位

会社名 株式会社エンプラス  
代表者名 代表取締役社長 横田 大輔  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼常務執行役員 経営戦略本部長  
酒井 崇  
(TEL. 048 - 253 - 3131)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成21年6月26日開催予定の第48回当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件(1)

##### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)されました。

これに伴い、当社定款における株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の決済合理化法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 公告閲覧の利便性および周知性の向上を図るため、現行定款第5条に定める当社の公告の方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は100株とする。 — <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>

(新設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>
------	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日 (予定)

### 4. 定款一部変更の件(2)

#### 1. 変更の理由

当社は本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）の導入について決議を行いました。

本対応策の有効期限は、平成21年6月26日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結のときまでとしております。

当社取締役会は、本対応策の導入、継続および廃止にあたりましては、その重要性に鑑み、株主総会にお諮りして株主の皆様の意思を尊重することが望ましいと考えております。そこで、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるための根拠規定として、本対応策の導入、継続および廃止を株主総会決議事項とすべく、変更案第12条第1項を新設するものであります。

また、会社法においては、取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てを行うことが可能とされています（会社法第278条第3項本文）。しかしながら、当社取締役会は、本対応策における対抗措置の一環として必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て

を行う場合には、株主の皆様のご意思をできる限り反映させることが望ましいと考えております。そこで、会社法第278条第3項ただし書に基づいて、本対応策における対抗措置としての新株予約権の無償割当てを、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことが可能となるように、根拠規定として変更案第12条第2項を新設するものであります。

なお、当社が導入した本対応策につきましては、本日別途公表いたしました「当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照願います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
(新設)	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会決議事項)</p> <p><u>第12条 当社は、株主総会の決議により、当会社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入、継続および廃止することができる。</u></p> <p><u>当社は、当会社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日

平成21年6月26日（予定）

以上